

# 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
介護	介護	④9/9	<p>対応方針：介護日本語試験を実施。また、②～③を全て実施する。</p> <p>介護は、コミュニケーションを前提として業務を行う対人サービスであり、利用者やその家族、他の介護職員を含む多職種などと適切にコミュニケーションが取れることが求められる。</p> <p>これを踏まえて、介護技能評価試験に加えて、介護日本語評価試験を実施することで、一定の専門性・技能を有しているかを確認している</p> <p>②については、2025年度試験委員会はすでに問題作成済みのため、2026年度から、正しい手順で介護を行えるか、適切に介護をするための準備ができるかを問う問題（計画立案等作業試験）を作成する。</p> <p>③については、2025年度から労働安全衛生の専門家に試験委員会に参画いただく。</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。</li> <li>2 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。</li> <li>3 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。</li> <li>4 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。</li> <li>5 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。</li> <li>6 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないかと。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないかと。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 育成就労評価試験問題の中の安全衛生業務の問題として出題されているものの中に、労働安全衛生に関する問題ではないものが含まれている。</li> <li>2 技能実習では、訪問介護について、一定要件を満たせば、技能実習2号（技能実習として通算2年目）から従事できることとなっている。その上で、育成就労3年目で受験する育成就労評価試験専門級において訪問介護に関する試験問題を出題すべきではないかと。</li> </ol>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定技能1号評価試験については、多肢選択式を採用しており、四択となっている。</li> <li>2 選択肢の設定について適切な選択肢が設定されているかという視点で検討を行っており、ご指摘も踏まえて今後とも適切に対応して参りたい。</li> <li>3 毎年、試験問題の作成にあたっては新しい知見・技術を踏まえた試験問題の作成を行っている。</li> <li>4 2025年度から労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただく。</li> <li>5 学科試験と実技試験の合格点を別々に設定する場合は、それぞれの配点をどのようにするか等を改めて検討する必要が生じる。ご指摘を踏まえ、今後、試験委員会の有識者や試験実施機関で協議してまいりたい。</li> <li>6 特定技能評価試験及び育成就労評価試験の合格証明書の有効期限については他分野の取扱い等も考慮すべきものと考えているため、制度所管と相談しながら、ご指摘について検討してまいりたい。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ご指摘を踏まえて、安全衛生に係る評価項目の見直し等、問題構成を修正することとした。</li> <li>2 評価試験については、介護人材が通常有すべき一般的な技能及び知識を有しているか評価するものであり、必須業務を中心に評価することとしている。従事場所は施設か利用者宅であるかの違いはあるものの、訪問系サービスで従事する業務は、現行の評価基準で掲げている必須業務等と同等のものであり、新たな試験問題を作成する必要はないと考える。</li> </ol>

## 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
ビルクリーニング	ビルクリーニング	④9/9	<p>対応方針：②～④を全て実施                      ②については計画立案等作業試験の導入及びより実際の工程に即した判断等試験などを導入する。導入時期については2025年度内これまでの結果分析を実施、2026年度早々の作成開始、中旬での導入を目指す。                      ③については、試験問題を作成する際の試験委員会の委員に、労働安全衛生コンサルタントなどの労働安全衛生の専門家を選任する。                      ④については、育成就労3年目の試験として特定技能1号評価試験を活用する場合、育成就労評価試験（初級）の合格を特定技能1号評価試験の受験資格とし、育成就労評価試験（初級）における実技試験の合格基準を8割に引き上げる。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。                      2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。                      3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。                      4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。                      5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。                      6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。                      7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。</p> <p>【個別分野指摘事項】                      1 特定技能2号試験の試験範囲に含まれている「衛生管理」について、試験問題例には含まれていないように見える。また、特定技能2号の外国人は、管理監督者になるレベルであるため、労働時間管理についても出題すべき。                      2 技能実習制度では技能検定により技能評価を実施している。育成就労制度では育成就労評価試験の初級と特定技能1号評価試験で技能評価することになっているが、技能検定の活用を検討していただきたい。                      3 学科試験又は実技試験の一方が合格だった場合でも、再試験では合格した試験の受験を免除せず、学科試験及び実技試験の双方を受験させるべき。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 既に、振り仮名つきで「正しいと思う場合は○を、まちがっていると思う場合は×を選びなさい」という問題文としております。                      2 特定技能1号評価試験について、試験実施機関の委員会において、正答率や合格率を考慮しつつ検討してまいります。                      3 2つの選択肢が明らかに誤りであるものが出題されないように、改めて試験問題の作成委員会にて注意喚起を行います。                      4 試験内容と実習内容に乖離が生じないように、引き続き定期的な問題見直しを行ってまいります。                      5 2025年度から労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただく。                      6 既に、学科試験と実技試験にそれぞれ合格点を設けています。                      7 合格証書を発行する試験実施機関の委員会において、混乱を生じさせないよう留意しつつ、合格証明書の有効期限について検討してまいります。</p> <p>【個別分野指摘事項】                      1 例では出題されておりましたが、今後偏りが起こらないように改めて試験問題の作成委員会にて注意喚起を行います。                      2 育成就労期間中に育成就労外国人が身に付けた技能及び知識について、1年目試験（育成就労評価試験初級試験：製作等作業試験あり）と3年目試験（特定技能1号評価試験）の通貫した組み合わせとすることで、育成就労外国人に対する適切な評価試験として、より多くの受験機会を提供していくことを想定しております。また、1年目試験としては、既に作業の仕方、手の動かし方についてほぼ修得しているということ、この製作等作業試験をもって確認すること、2年目から3年目は、使用する洗浄剤の選択、清掃対象の建材・対象に合わせた清掃方法の選択などを適宜入れて判断していくということで、3年間を通じた効果的な評価試験を構築していきたい、徹底していきたいと考えています                      3 学科試験及び実技試験の双方を受験について前向きに検討します。</p>
リネンサプライ	リネンサプライ	⑦10/29	<p>対応方針：②～④を全て実施                      ②については、計画立案等作業試験の導入及びより実際の工程に即した判断等試験を導入する。                      ③については、試験委員会組織の際に労働安全衛生の専門家を選任する。                      ④については、育成就労3年目の試験として特定技能1号評価試験を活用する場合、育成就労評価試験（初級）の合格を特定技能1号評価試験の受験資格とし、育成就労評価試験（初級）における実技試験の合格基準を8割に引き上げる。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。                      2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。                      3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。                      4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。                      5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。                      6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。                      7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。</p> <p>【個別分野指摘事項】                      特になし</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 既に、振り仮名つきで「正しいと思う場合は○を、まちがっていると思う場合は×を選びなさい」という問題文としております。                      2 そのような問題を作成予定である。                      3 2つの選択肢が明らかに誤りであるものが出題されないように、改めて試験問題の作成委員会にて注意喚起を行う。                      4 試験内容と実習内容に乖離が生じないように、引き続き定期的な問題見直しを行ってまいります。                      5 試験委員会組織の際に労働安全衛生の専門家を選任する。                      6 既に、学科試験と実技試験にそれぞれ合格点を設けている。                      7 特定技能制度全体の運用状況を参考にしつつ各試験の合格証明書の有効期限について検討する。</p>

# 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
工業製品製造業	機械金属加工	⑥10/6	<p>対応方針：②～④をすべて実施</p> <p>②については、現場作業において必要な行動をとることができる能力を測ることができるよう、現場における実際的な課題等を提示する計画立案等作業試験を導入することとします。具体的には、測定値やグラフの読み取りが必要な計算問題や図・写真等を示し正しい作業手順を選択する問題、次の作業を予測する問題を2026年度に実施する特定技能評価試験から導入します。また、判断等試験については、学科試験に類似した器具の名称を問う問題等は、2026年度以降出題しないこととし、実際の工程に即した出題とします。</p> <p>③については、2025年度までに、労働安全コンサルタントや安全管理者等を試験委員会に参画いただき、労働安全衛生に関する問題の質を向上させていきます。</p> <p>④については、育成就労3年目の試験に特定技能1号評価試験を導入しているRPF製造業務区分及び生コンクリート製造業務区分においては、特定技能1号評価試験の受験までに製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げます。</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。</li> <li>2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。</li> <li>3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。</li> <li>4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。</li> <li>5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。</li> <li>6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。</li> <li>7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないかと。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないかと。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <p>(工業製品製造業分野全体)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定技能評価試験の実技試験について、計画立案等試験を含めて行うよう改善するとの説明があったが、手を動かす試験（製作等作業試験）の実施を引き続き検討すべき。例えば、製造業では、異音、異臭などで危険を感じるとの必要があり、画像で異常を判断するような判断等試験では不十分である。</li> </ol> <p>(機械金属加工業務区分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 特定技能評価試験問題の中に学科試験問題のようにみえる実技試験問題が含まれており、学科試験と実技試験の区別がつかない。</li> <li>3 アルミニウム圧延・押出製品製造に係る育成就労評価試験に相当する技能実習評価試験の合格率が高いため、難易度を調整すべきではないかと。</li> </ol> <p>(繊維製品製造業務区分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 紡績運転に関する育成就労評価試験では、実技試験のうち、労働安全衛生に関する課題として、KYTシートを利用している。中央労働災害防止協会が作成している業種共通のものよりも、業界独自のものを作成すべきと考える。また、内容のマンネリ化を防止する取組が必要であると考える。</li> </ol> <p>(縫製業務区分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 特定技能1号評価試験について、学科試験と実技試験の問題の差がないように見える。</li> </ol> <p>(電線・ケーブル製造業務区分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 特定技能1号評価試験の実技試験について、次の作業を予測させる試験問題とすることはできないかと。</li> <li>7 育成就労評価試験の試験基準のうち、労働安全衛生に関する知識として「防具の使用方法」とある。作業員に着用させるものを指すのであれば、「保護具の使用方法」とすべきではないかと。</li> </ol> <p>(かばん製造業務区分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 育成就労評価試験専門級の実技試験では、試験監督者が作業手順と製品の仕上がりを評価している。一方、特定技能1号評価試験では手順のみを確認しているため、手順どおり業務できるのかは確認できるが、出荷可能な製品が製造できるかは確認できないのではないかと。</li> </ol>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 御指摘を踏まえて、真偽法で出題する試験問題は○×により出題するよう修正します。</li> <li>2 御指摘を踏まえて、試験実施機関に合格率等を確認し、今後検討していきます。</li> <li>3 御指摘を踏まえて、選択肢が適切に設定されていることを試験実施機関と確認していきます。</li> <li>4 技術の進展等も踏まえて、必要に応じて試験問題の内容の見直しを図っていきます。</li> <li>5 2025年度から労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただくこととします。</li> <li>6 工業製品製造業分野の特定技能1号評価試験においては、100点満点中学科試験は65点以上、実技試験は60点以上を合格、特定技能2号評価試験においては、100点満点中60点以上を合格として合否の基準を設定しています。</li> <li>7 特定技能評価試験については、試験合格後に雇用契約の締結や在留資格申請の手続きに要する期間、合格者の権利救済等を考慮して、合格証明書の有効期限を10年間と設定しています。また、育成就労評価試験については、技能検定試験において合格証明書の有効期限を設定していないことを踏まえて、合格証明書の有効期限を設定しないこととします。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <p>(工業製品製造業分野全体)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 製作等作業試験の実施に当たっては、受験費用の抑制や実施体制の確保等、解消すべき課題が多いことから、計画立案等作業試験を導入することで、実技能力を測っていくこととしております。まずは、計画立案等作業試験を実施し、それらの実施状況や評価などを踏まえた上で、製作等作業試験の在り方は、引き続き検討してまいります。御指摘の製作等作業試験の導入についても、当該検討の中で、導入の可能性等について継続して検討してまいります。</li> </ol> <p>(機械金属加工業務区分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 御指摘を踏まえて、学科試験に類似した問題は実技試験で出題しないこととし、出題内容の適正化を図ります。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 本技能実習評価試験は、試験実施からの期間が短く、専門級試験は未実施である上、受検者数も少ないことから、直ちに合格率が高いと判断するのは時期尚早と考えております。来年度前半に第1回の専門級試験を実施予定であり、初級試験を合格した外国人が専門級試験を受けることになると想定されるため、これらの試験が終了してから、合格率や正答率を踏まえて難易度の見直し等を含め検討していきます。</li> </ol> <p>(繊維製品製造業務区分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4：KYTシートにつきましては、試験実施機関である一般財団法人日本綿業技術・経済研究所（綿技研）が独自に作成しており、例えば、紡績工程であれば台車から篠巻が落下している状況等の指摘、織布工程であれば、織機に巻き込まれそうになる状況等を指摘するKYTを作成して実施しております。綿技研では複数のKYTを作成しており、マンネリ化を防止するための工夫をしております。</li> </ol> <p>(縫製業務区分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 御指摘を踏まえて、学科試験に類似した問題は実技試験で出題しないこととし、出題内容の適正化を図ります。</li> </ol> <p>(電線・ケーブル製造業務区分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 ご指摘いただきましたとおり、次の作業を予測させる試験問題を入れた実技試験に修正しました。</li> <li>7 ご指摘いただきましたとおり、「保護具の使用方法」に修正しました。</li> </ol> <p>(かばん製造業務区分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 御指摘の特定技能1号評価試験の実技試験においては、判断等試験に加えて計画立案等作業試験も導入することとしており、これらの出題方式により必要な知識・技能を適切に測っていきます。</li> </ol>
	電気電子機器組み立て	⑥10/6			
	金属表面処理	⑥10/6			
	コンクリート製品製造	②6/16			
	紙器・段ボール箱製造	②6/16			
	RPF製造	②6/16			
	陶磁器工業製品製造	⑥10/6			
	印刷・製本	②6/16			
	繊維製品製造	⑥10/6			
	縫製	⑥10/6			
	電線・ケーブル製造	⑥10/6			
	プレハブ住宅製品製造	⑥10/6			
	家具製造	⑥10/6			
	定形・不定形耐火物製造	⑥10/6			
生コンクリート製造	⑥10/6				
ゴム製品製造	⑥10/6				
かばん製造	⑥10/6				

## 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
建設	土木	③6/30	対応方針：②、③を全て実施する方向で検討	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。</li> <li>2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。</li> <li>3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。</li> <li>4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。</li> <li>5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。</li> <li>6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。</li> <li>7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <p>○ 試験時間と問題数を他の特定技能評価試験に合わせ、減らしたとの説明があったが、他の特定技能評価試験の試験時間や試験問題数が決して十分であるとはいえない中、他の特定技能評価試験に合わせて試験問題数を減らす必要はないのではないか。</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ご指摘を踏まえ、「正しい(○)」「誤り(×)」のように併記する形で対応する。</li> <li>2 三択以上にする方向で検討する。</li> <li>3 ご指摘を踏まえ、再度試験問題を精査した結果、一部の問題について、選択肢を修正する。</li> <li>4 すでに一部の試験では新技術を踏まえた問題を出題しており、今後も、広く現場で活用されている新技術がある職種については、これを踏まえて試験問題を作成する。</li> <li>5 ご指摘を踏まえ、労働安全衛生の試験問題を作成する場合は専門家等を活用する。</li> <li>6 対応済。</li> <li>7 制度所管省庁から指針が示された場合には、対応する。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <p>○ 一般の試験時間の見直しは、単に他分野との平仄を取る観点から行うものではなく、受験者から建設分野の試験時間が長いとの苦情等が多く寄せられていることを踏まえて行おうとするもの。見直し後の試験については、試行試験を実施し、適正な技能を測る試験となっていることを確認している。</p>
	建築	③6/30			
	ライフライン・設備	③6/30			
造船・船用工業	造船	④9/9	<p>対応方針：②～③を全て実施</p> <p>②については、計画立案等作業試験については既に導入している。</p> <p>判断等試験についても、実際のサンプルを用いた問題、使用器具の操作方法等を問う問題、器具の役割や理論を問う問題、作業工程を問う問題、測定値を読む問題などは現在準備している問題に実技試験として含まれている。</p> <p>③については、労働安全衛生の専門家（安全衛生責任者経験者、全国造船安全衛生対策推進本部関係者、労働安全衛生マネジメントシステム審査員など）が関わり作問している。</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。</li> <li>2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。</li> <li>3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。</li> <li>4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。</li> <li>5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。</li> <li>6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。</li> <li>7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 造船・船用工業分野では多能工化を進めているとの説明があったが、多能工化を進める場合、労働安全衛生に関して修得すべき技能が増える。多能工化を進めている分野の特定技能評価試験について、他の分野と同じ試験時間を設定することでよいのか。試験内容の充実を図るべきではないか。</li> <li>2 特定技能評価試験の問題（特に、労働安全衛生の問題）が常識的なものように見える。また、実技試験についても学科試験との区別がつかない。</li> </ol>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 試験記名の都合上、「漢字の上にルビをふる」対応が困難であり「漢字の後ろに括弧書きで読みを書く」対応となる。「正しい／誤り」及び「○／×」を併記する。</li> <li>2 現在準備している問題は、1号試験は正誤二択式が30問、三択一が20問の計50問となっており、試行試験の結果は想定した試験水準に概ね一致しており難易度として適切と考える。</li> <li>3 現在準備している問題では、そのような問題はないと考えるが、今後の試験問題改訂時に、ご指摘事項を念頭に作問する。</li> <li>4 新技術が多くの事業所で取り入れられるようになった際には、試験問題改訂時に、ご指摘事項を念頭に作問する。</li> <li>5 労働安全衛生の専門家（安全衛生責任者経験者、全国造船安全衛生対策推進本部関係者、労働安全衛生マネジメントシステム審査員など）が関わり作問している。</li> <li>6 現在準備している問題は、学科試験と実技試験の合計点を合格基準としていたが、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定する。</li> <li>7 制度所管省庁から指針が示された場合には、速やかに見直しを行う。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 造船は複合的な作業が混在した業種であるが、造船における労働安全衛生について必要不可欠な事項を出題しており、それを問うのに必要な時間、問題数が設定されていると考える。</li> <li>2 多くの事故が基本を守れていないことで起きており、日本の造船現場で働く上で基本となる労働安全衛生について、常識を問う問題を出している。</li> </ol> <p>なお、ご指摘と事故・災害の実態を踏まえ、必要な知見が備わっていないと回答することができない危険予知等の状況判断を問うような出題方法等を取り入れることとします。</p>
	船用機械	④9/9			
	船用電気電子機器組立て	④9/9			

## 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料 1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
自動車整備	自動車整備	②6/16	<p>対応方針：②～③を全て実施                      計画立案等作業試験を実施することとします。判断等試験については以下の問題を出題します。                      ●アナログ式測定器の測定値（指示値）を読み取らせ、数値を直接入力させる                      ●装置の作業手順（例：シリンダ・ヘッド取付けボルトの締め付け順番）を直接入力させる                      ●選択式の場合は多肢選択とする                      等により、実務上求められる技能・技術力をより深く評価する。</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。</li> <li>2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。</li> <li>3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。</li> <li>4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。</li> <li>5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。</li> <li>6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。</li> <li>7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ハイブリッド車や電気自動車の整備に関する労働災害発生リスクについて、これらの車の普及状況を踏まえ、どの程度見積もり、優先順位をどの程度に位置付けているのか。その結果を踏まえ、労働安全衛生法令で規定する電気自動車の整備に関する特別教育の内容を試験に含めることを検討すべき。</li> <li>2 自動車整備区分の特定技能評価試験の問題に誰でもわかるような簡単な問題がある。</li> </ol>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ○×方式としています。</li> <li>2 三択以上にすることを検討いたします。</li> <li>3 工夫いたします。</li> <li>4 技術の進展を踏まえた問題設定を行ってまいります。</li> <li>5 問題作成に際しては、自動車メーカーにおける安全衛生教育を担当する者の知見を活用することと考えております。</li> <li>6 それぞれに合格点を設定しています。</li> <li>7 これまでの経緯もあるため直ちに変更することは困難ですが、対応を検討してまいります。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気自動車等の整備業務における特別教育用テキストを策定しており、これを踏まえた出題について検討いたします。</li> <li>2 ご指摘を踏まえ、出題レベルについて改めて精査することとします。</li> </ol>
	車体整備	⑤9/24	<p>対応方針：①                      製作等作業試験を実施する。</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。</li> <li>2 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。</li> <li>3 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。</li> <li>4 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。</li> <li>5 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。</li> <li>6 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <p>特になし</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 三択以上にすることを検討いたします。</li> <li>2 工夫いたします。</li> <li>3 技術の進展を踏まえた問題設定を行ってまいります。</li> <li>4 問題作成に際しては、塗料メーカーや溶接機メーカー等の安全衛生教育を担当する者の知見を活用することを考えております。</li> <li>5 それぞれに合格点を設定しております。</li> <li>6 自動車整備との並びも踏まえて対応してまいります。</li> </ol>

# 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
航空	空港グランドハンドリング	⑦10/29	<p>対応方針：②～③を全て実施                      ②については、令和8年度の試験の開始までに、計画立案等作業試験及び判断等試験の問題を、表・図面等から得られる情報により計算等を行う問題、使用する器具の役割や理論などを問う問題、作業の工程全体を問う問題等により作成する方針。                      ③については、②と同様令和8年度の試験の開始までに、労働安全衛生の専門家を選任し、労働安全衛生に関する問題の質を確保していく方針。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。                      2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。                      3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。                      4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。                      5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。                      6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。                      7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないかと。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないかと。</p> <p>【個別分野指摘事項】                      1 接客業務があるが日本人リーダーの指導の下業務を行うため、日本語能力に関する上乗せ要件を定めないと説明があったが、日本人リーダーとの意思疎通のためにも日本語能力に関する上乗せ要件を定めるべきではないかと。また、外国人観光客の接客を外国人材の母国語で実施できるとの説明もあったが、様々な国からの外国人観光客に対して、外国人材の母国の観光客のみ対応させるといったことが実務として可能なのか。                      2 特定技能評価試験の真偽法の問題が常識的な問題となっている。高い安全性を求められる航空業界のことを踏まえると、試験のレベルを上げる必要があるのではないかと。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 試験問題について既に漢字の上にはルビを付しております。また、真偽法の問題については「正しい(○)」、「違う(×)」と併記することを検討いたします。                      2 特定技能1号の学科試験は、2択及び3択の問題で構成されておりますが、令和6年度の合格率は試験水準に沿ったものとなっております。それぞれ得点率にばらつきはありませんが、ご指摘を踏まえ検討いたします。                      3 改めての確認の上、ご指摘のような点がございましたら検討いたします。                      4 新技術の進展を踏まえ、検討いたします。                      5 2025年度から労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただく。                      6 学科試験、実技試験のそれぞれに合格点を設定済みです。                      7 制度当初、有効期限10年とするよう制度所管省庁から指示があったと認識しております。全分野統一で有効期限を見直す際に変更できるように検討いたします。</p> <p>【個別分野指摘事項】                      1 今回新たに追加する旅客業務だけでなく、既存業務についてもチーム業務となっており、日本人リーダーの指導の下業務を行っていることから、サポート体制は整っております。また、日本人と同様に当初は旅客業務のうち主に手荷物の取扱い等の接客業務以外の業務に従事することになり、この間に日本語の向上を図ることとしており、日本語能力の上乗せ要件は定めないこととしております。                      なお、インバウンドのお客様対応については、母国語等を活用した接客業務での活躍も想定されますが、様々な国からの就航便を取扱うことから、母国の乗客だけを対応することは実務上できません。                      2 試験水準については、試験実施要領において合格率が7割程度となる水準としており、令和6年度の合格率は63.7%となっておりますが、ご指摘を踏まえ検討いたします。</p>
	航空機整備	②6/16	<p>対応方針：①                      ①について1号、2号試験のどちらも製作等作業試験（締結）及び判断等試験（電気計測、機械計測）にて実施している。                      判断等試験部分は1号、2号試験ともに計測器を使用して値を図る問題となっております。そのため、問題種別としては判断等試験となっておりますが、単に知識を問う問題ではなく、図の状況から使用器具の操作方法を問う問題や測定値を読んで良否を判断する問題となっております。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。                      2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。                      3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。                      4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。                      5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。                      6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。                      7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないかと。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないかと。</p> <p>【個別分野指摘事項】                      ○ 航空機整備業務区分の特定技能2号評価試験は合格すれば指導者レベルとなる試験である割にはレベルが低いのではないかと。試験内容の改善を検討してほしい。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 試験問題について既に漢字の上にはルビを付しております。また、真偽法の問題についても○×での回答させています。                      2 令和6年度までの6回開催における学科試験の平均合格率は約50%となっており、試験問題は真偽法による問題ではあるものの、試験水準に沿ったものであると考えております。                      3 改めての確認の上、ご指摘のような点がございましたら検討いたします。                      4 現時点においても業界内に普及している新技術においては試験問題にも取り入れているところ、今後も引き続き取り入れてまいります。                      5 2025年度から労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただく。                      6 学科試験、実技試験のそれぞれに合格点を設定済みです。                      7 制度当初、有効期限10年とするよう制度所管省庁から指示があったと認識しております。全分野統一で有効期限を見直す際に変更できるように検討いたします。</p> <p>【個別分野指摘事項】                      航空整備分野において国家資格の位置づけは、整備作業自体ではなく、整備作業後の適切性の確認行為を行う場合に必要となるものである。                      2号評価試験の学科試験については国家資格である二等航空運航整備士の試験問題から選定して出題している。また、実技試験においても、比較的高度な技術を求められる狭い場所での締結や動翼などの重要な可動部のナットの回り止めなど実地での整備作業を想定した試験を設定し、確実な技能レベルの確保に努めているところです。</p>

# 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
宿泊	宿泊	⑦10/29	<p>対応方針：②～④を全て実施                      ②については、制度所管省庁による見直しの時期に合わせて、計画立案等作業試験の導入及びより実際の工程に即した判断等試験を導入する。                      ③については、2025年度より労働安全衛生の専門家に参画いただく。                      ④については、育成就労評価試験の開始に合わせて実施する。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。                      2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。                      3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。                      4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。                      5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。                      6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。                      7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。</p> <p>【個別分野指摘事項】                      1 特定技能評価試験の実技試験が簡単すぎる。例えば、実技試験として、写真から部屋の種類を問う問題があるが他の問題を出題すべき。                      2 育成就労2、3年目でSNSやHPを使った情報発信を必須業務とするのであれば、それに対応した問題を出題すべき。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 宿泊分野ではルビを本文に続けて括弧書きで記載してはございません。海外では「○×」に馴染みがなく分かりにくいという意見も想定されるため、「正しいか誤りか」を問う形式にしております。                      2 宿泊分野の特定技能1号評価試験は、三択となっております。                      3 頂戴したご指摘を踏まえ、引き続き精査してまいります。                      4 頂戴したご意見を踏まえ、試験実施機関と対応を検討しているところです。                      5 2025年度から労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただきます。                      6 「学科試験および実技試験それぞれの正答率が65%以上を合格基準とする」と規定しております。                      7 合格証明書の有効期限は、試験合格後の雇用契約の締結や在留資格申請の手続きに要する期間等を考慮して設定していますが、他職種の様態も踏まえながら、制度所管省庁等と連携して精査してまいります。</p> <p>【個別分野指摘事項】                      1 頂戴したご意見を踏まえ、試験実施機関と対応を検討しているところです。                      2 例示はしていませんでしたが、SNSに関する問題はすでにごございます。一方で、ご意見のとおり、さらなる問題の充実も必要であると考えておりますので、頂戴したご意見を踏まえ、試験実施機関と対応を検討しているところです。</p>
自動車運送	トラック運転者	③6/30	<p>対応方針：2                      【特定技能評価試験受験前】                      ・海外の自動車運転免許の取得                      【特定活動期間】                      ・日本の第一種運転免許の取得（トラック）</p> <p>上記に加え、②～③を全て実施                      ②については、判断等試験のみではなく、受験者に現場における実際的な課題等を表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせる計画立案等作業試験を実施する。                      ③については、労働安全衛生の専門家（運行管理者など）が関わり作問している。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。                      2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。                      3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。                      4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。                      5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。                      6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。                      7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 試験配信の都合上、「漢字の上にルビをふる」対応が困難であり「漢字の後ろに括弧書きで読みを書く」対応となる。次回の試験問題改訂時に、「正しい／誤り」及び「○／×」を併記する。                      2 試験は正誤二択式30問・三肢択一形式20問の計50問で実施しており、合格率7割程度という試験水準に概ね一致した結果が得られている。                      3 現在の問題では、そのような問題はないと考えるが、試験問題改訂時に、ご指摘事項を念頭に作問する。                      4 新技術が多くの事業所で取り入れられるようになった際には、試験問題改訂時に、ご指摘事項を念頭に作問する。                      5 労働安全衛生の専門家（運行管理者など）が関わり作問している。                      6 学科試験および実技試験それぞれに合格点を設定している。                      7 制度所管省庁から指針が示された場合には、速やかに見直しを行う。</p>
	バス運転者	⑦10/29	<p>対応方針：2                      【特定技能評価試験受験前】                      ・海外の自動車運転免許の取得                      【特定活動期間】                      ・日本の第二種運転免許の取得（タクシー、バス）                      ・新任運転者研修の受講（タクシー、バス）</p>	<p>【個別分野指摘事項】                      （トラック）                      1 学科試験や判断等試験の内容を見ても、荷役業務に関する問題数が少なく、運転業務に関する問題数の比重が多い。荷役作業もトラック運転に関し重要な業務であるため、製作等作業の試験の実施や問題数の適切な設定をすべき。                      2 試験問題の内容が日常的、常識的な問題となっており、専門性が乏しい。横断歩道の歩行者優先を問う問題などは、常識的なものである。                      （バス・タクシー）                      特になし</p>	<p>【個別分野指摘事項】                      （トラック）                      1 自動車運送業分野特定技能評価試験有識者委員会において、業界の実態を反映しつつ適切に設定していると考えているが、今後の当該分野の受入れ事例等も確認しつつ、更なる適正化を目指していく。                      2 日本国内で日常的にトラック輸送や宅配サービスに接している立場からは、設問が容易に感じられる場合もあるかもしれないが、実際には日本特有の業務慣行や事業運営に関する設問が含まれており、外国人受験者にとっては決して容易な内容ではないと認識しているところ。今後、ご指摘事項を念頭に、更なる表現の適正化を目指していく。（なお、専門家会議の事前質問では「日本では「横断歩道では歩行者を先に通す」交通ルールだが、海外にはそのような交通ルールでない（車優先）国もある。そういった点から、試験問題に日本の交通ルールに関する問題を出題することは賛成。」というご意見も頂戴しているところ。）</p>
	タクシー運転者	⑦10/29	<p>上記に加え、②～③を全て実施                      ②については、判断等試験のみではなく、受験者に現場における実際的な課題等を表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせる計画立案等作業試験を実施する。                      ③については、労働安全衛生の専門家（運行管理者など）が関わり作問している。</p>	<p>【個別分野指摘事項】                      （バス・タクシー）                      特になし</p>	

## 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
鉄道	軌道整備	②6/16	対応方針：②～④を全て実施（一部実施済みを含む） ②については、判断等試験のみではなく、受験者に現場における実際の課題等を表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせる計画立案等作業試験を実施する。 ③については、鉄道の現場において、労働安全衛生法に基づく総括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理者等を経験し、鉄道関係の労働安全衛生を熟知している鉄道事業者等から選任された者に試験問題を引き続き確認頂く。 ④については、育成就労評価試験（専門級）を導入する運輸係員区分を除き、製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げる。	<b>【全分野指摘事項】</b> 1 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 2 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 3 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 4 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 5 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 6 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。	<b>【全分野指摘事項】</b> 1 特定技能1号評価試験の学科試験において、○×や2択で出題しているものもございすが、当該問題は○×や2択で出題することが適切な問題となっております。なお、複数の外国人等に対して実施したプレテスト結果等においても、適正に技能水準を図ることが出来、技能の無い外国人材は不合格となるものであることを確認しております。 2 ご指摘の通り対応出来ているものと考えております。 3 鉄道分野については、試験内容と実習内容に乖離がないように試験問題を作成しておりますが、今後新技術の導入、普及状況を踏まえて必要に応じて問題を見直して参ります。 4 鉄道の現場において、労働安全衛生法に基づく総括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理者等を経験し、鉄道関係の労働安全衛生を熟知している鉄道事業者等から選任された者に試験問題を確認頂いております。 5 試験実施基準において、学科試験、実技試験それぞれに可否の基準を設定しており、一方が合格水準に達成しなかった場合は不合格となります。 6 合格証明書の有効期限については、いずれも鉄道分野各業務区分の有識者会議等の議論を踏まえて設定したものです。今後の運用状況等を踏まえ、必要に応じて検討して参ります。
	電気設備整備	④9/9			
	車両整備	④9/9			
	車両製造	④9/9			
	運輸係員	④9/9			
	駅・車両清掃	④9/9			
物流倉庫	物流倉庫	⑦10/29	対応方針：②～④を全て実施 ②については、計画立案等作業試験と判断等試験を問題に盛り込み、物流倉庫分野の試験開始に合わせて実施いたします。 ③については、試験評価委員に労働安全衛生の学識経験者を選任済みです。 ④については、育成就労3年目の試験の受験にあたっては、製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割とする運用で、物流倉庫分野の試験開始時点から実施いたします。	<b>【全分野指摘事項】</b> 1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。 2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。	<b>【個別分野指摘事項】</b> 1 ご意見を参考に、併記する方向で検討いたします。 2 試験実施機関と連携の上、適切な問立てについて検討して参ります。 3 試験実施機関と連携の上、適切な問立てについて検討して参ります。 4 試験実施機関と連携の上、適切な問立てについて検討して参ります。 5 労働安全衛生の試験問題については、専門家（労働安全衛生の学識経験者）にも意見を聴いておりますが、引き続き試験実施機関と連携の上、対応して参ります。 6 学科試験、実技試験、それぞれ60%を合格基準としております。 7 他分野との整合を図りつつ、制度運用上の影響を踏まえ、10年間で適当と考えております。

## 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
農業	耕種農業	⑤9/24	<p>対応方針:②～③を全て実施 ②については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画立案等作業試験を実施予定</li> <li>・図の状況から使用器具の操作方法等を問う問題</li> <li>・使用する器具の役割や理論などを問う問題</li> <li>・作業の工程全体（作業工程の順番など）を問う問題</li> <li>・測定値を読む問題</li> <li>・より高画質な写真を用いて、高度な判断を問う問題</li> </ul> <p>等によって、判断等試験のレベルアップを行うことが可能。</p> <p>③については、労働安全衛生の問題作成にあたっては、社労士や大学教授等にもご確認いただいているところ。ご指摘を踏まえ、労働安全衛生の専門家にも試験の作成に携わっていただけるよう検討してまいります。</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。</li> <li>2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。</li> <li>3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。</li> <li>4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。</li> <li>5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。</li> <li>6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。</li> <li>7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないかと。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないかと。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業は労災発生率が高く、農機具での死亡事故が増えている。農業における労働安全衛生対策に関する技能を問う試験として判断等試験は不十分である。</li> <li>2 育成就労評価試験の実技試験では、農業散布時の保護具の着用について製作等作業試験を実施するようだが、農業の労働安全衛生対策の実技試験として十分なのか。</li> <li>3 特定技能評価試験について、合格基準の点数が記載していない。受験者にとって合格を目指す際のよりどころとなるため、具体的な点数より合格基準を示すこと。</li> </ol>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ご指摘を踏まえ、真偽法の試験については、「正しい（○）」「誤り（×）」のように正しい・誤りと○・×を併記する形で対応する予定です。</li> <li>2 特定技能1号評価試験については、現行の試験においても真偽法（○×の二択）に加え、3択や4択の問題も含まれているところですが、ご指摘を踏まえ、試験実施団体と連携し、なるべく3択や4択の問題を増やしていくよう検討していきたいと考えています。</li> <li>3 試験の策定に当たっては、農業分野における専門家（大学教授、農業高校校長OB等）等の外部専門家において検討いただいているところ、ご指摘も踏まえ、引き続き適切な選択肢の設定に努めてまいります。</li> <li>4 試験の策定に当たっては、農業分野における専門家（大学教授、農業高校校長OB等）等の外部専門家において検討いただいているところ、ご指摘を踏まえ、試験内容について前向きに検討してまいります。</li> <li>5 労働安全衛生の問題作成にあたっては、社労士や大学教授等にもご確認いただいているところ。ご指摘を踏まえ、労働安全衛生の専門家にも試験の作成に携わっていただけるよう検討してまいります。</li> <li>6 特定技能評価試験については、現行の試験実施要領において、試験の水準を特定技能1号試験については、「日本国内での実務経験が3年以上の者であれば、7割程度が合格する水準（耕種農業及び畜産農業の技能実習における農業技能実習評価試験（専門級）と同等程度）」、特定技能2号試験については、「日本国内での実務経験が7年以上の者であれば、3割程度が合格する水準」としているところ。特定技能評価試験には耕種農業と畜産農業それぞれで複数パターン試験問題があり、その都度試験パターンごとに基準点が若干異なるため、統一的な合格基準点を示すことができなかったところですが、例えば「合格基準点は55点～60点」のように合格基準点の範囲を示すことを検討したいと考えています。</li> <li>7 他分野における取扱い等を考慮して設定すべきものと考えており、いただいたご指摘を踏まえ、制度所管省庁と相談しながら対応してまいります。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業は農機具等を使う作業が多く、一般的に労災の件数が多いところですが、作物によって使用する農機具等も異なり、また、農機具等は多種多様であることから、これらを全て使用して製作等作業試験を行うことは困難であることに加え、特に農機具等の移動・使い回しについては、防疫上の懸念もあることから、特定技能評価試験において製作等作業試験の実施することは現時点では実現の見通しが立たないところ。そのため、ご指摘を踏まえつつ、判断等試験の内容を充実を図り、農機具等の正しい使用方法や作業手順等について確認を行う予定です。</li> <li>2 農業は農機具等を使う作業が多く、作物によって使用する農機具等も異なり、また、農機具等は多種多様であることから、これらを全て使用して製作等作業試験を行うことは困難です。技能実習評価試験でも実施してきた農業散布時の保護具の着用を農業の安全衛生対策の製作等作業試験として実施する予定です。</li> <li>3 特定技能評価試験については、現行の試験実施要領においても、試験の水準を特定技能1号試験については、「日本国内での実務経験が3年以上の者であれば、7割程度が合格する水準（耕種農業及び畜産農業の技能実習における農業技能実習評価試験（専門級）と同等程度）」、特定技能2号試験については、「日本国内での実務経験が7年以上の者であれば、3割程度が合格する水準」としているところ。これは、特定技能評価試験には耕種農業と畜産農業それぞれで複数パターンの試験問題があり、その都度試験パターンごとに基準点が若干異なるため、統一的な合格基準点を示すことができなかったところですが、例えば「合格基準点は55点～60点」のように合格基準点の範囲を示すことを検討したいと考えています。</li> </ol>
	畜産農業	⑤9/24			

## 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料 1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
漁業	漁業	⑦10/29	対応方針：②～④を全て実施 ②については以下のとおり。 ・計画立案等作業試験を実施予定 ・図の状況から使用器具の操作方法等を問う問題 ・使用する器具の役割や理論などを問う問題 ・作業の工程全体（作業工程の順番など）を問う問題 ・測定値を読む問題 ・より高画質な写真を用いて、高度な判断を問う問題	<b>【全分野指摘事項】</b> 1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。 2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。  <b>【個別分野指摘事項】</b> 特になし	<b>【全分野指摘事項】</b> 1 ひらがなでの出題としています。また○×式を採用しています。 2 単純に正誤の判断を求める問題というのも必要であるので、二択問題を全て無くすことは難しいが、複数選択の問題数との比率については、今後検討していきます。 3 ご指摘を踏まえ、対応してまいります。 4 試験問題については、試験実施要領に基づき、漁業関係者や学識経験者等の意見も踏まえて、試験内容の妥当性（新しい技術等に対応できているか等）について検討することとしています。 5 2026年度以降、整い次第、労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただく。 6 学科試験のみでの合格を防止するため、合格基準に実技試験の正答率追加を検討いたします。 7 現行の漁業技能測定試験においても、有効期限は受験日から10年間としています。これは、途中で帰国した場合でも、通算で5年間の在留期間が認められるという合格者の権利救済等を考慮し、有効期間を10年と定めたものです。（半年ごと在留する場合、通算5年間の在留期間を確保するためには、有効期間は10年必要。）なお、育成就労の初級については、3年とします。
	養殖業	⑦10/29	等によって、判断等試験のレベルアップを行うことが可能。 ③については、2026年度以降、整い次第、労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただく。 ④については、育成就労3年目の試験に特定技能1号評価試験を導入する分野として、製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げる。		

## 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料 1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
飲食料品製造業	飲食料品製造業	⑦10/29	<p>対応方針：②～④を全て実施                      ②については以下のとおり。                      ○計画立案等作業試験は既に実施済                      ○判断等試験については、以下のとおり。                      ・「図の状況から使用器具の操作方法等を問う問題」「使用する器具の役割や理論などを問う問題」「作業の工程全体（作業工程の順番など）を問う問題」について既に出題済であり、適切な水準になっている。                      ・その他、飲食料品製造業の技能に欠かせない労働安全に関する判断を問う問題（作業中の事故予防や対処を問う問題）を複数出題している。                      ③については、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会顧問を試験評価委員会委員に選任している。                      ④については、育成就労3年目の試験に特定技能1号評価試験を活用する場合には、製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げる。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。                      2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。                      3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。                      4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。                      5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。                      6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。                      7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。</p> <p>【個別分野指摘事項】                      1 試験実施概要に特定技能評価試験で計画立案等試験を実施しているとあるが内容が小学生の算数レベルとなっている。育成就労外国人は送り出し国では高校レベルの人材であることを踏まえると不適切ではないか。                      2 安全衛生管理の専門家を試験作成委員に入れているとの説明があったが、どのような方が入っているのか。単に現場経験が長い方を入れるのではなく、労働安全コンサルタントなどの労働安全衛生管理の専門家を入れるべき。</p>	<p>【全分野指摘事項】                      1 飲食料品製造業の業務区分内における試験問題については、漢字の上にルビを付すこととしています。                      2 特定技能1号試験につきましては、現時点において、3つの選択肢の中から、正解の番号を記載することとなっています。                      3 試験の策定に当たっては、試験策定機関や、農林水産省において設置されている委員会の外部専門家において検討いただいています。引き続き、試験問題の作成に当たっては、明らかな誤りと分かるような問題を作成しないよう、専門家にも良く検討して頂きながら、適正な試験問題の策定に当たって頂きます。                      4 試験策定機関や農林水産省で設置している外部有識者で構成されている委員会につきましては、労働安全や衛生管理など、新たな情報なども試験問題に取り入れながら検討いただいています。引き続き、試験策定機関とも連携を図りながら、より適切な技能水準が図られるよう試験問題の作成に努めて頂きます。                      5 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会顧問を試験評価委員会委員に選任しています。                      6 育成就労試験と同様に学科試験と実技試験に足切りを設定いたします。                      7 他分野における取り扱いや、試験合格後に雇用契約の締結や在留資格申請の手続きに要する期間等を考慮して設定しているものです。頂いたご指摘を踏まえ、必要に応じて制度所管省庁と連携して参ります。</p> <p>【個別分野指摘事項】                      1 試験実施機関では、年1回、試験問題について適正な問題であるか等の検証するため、外部機関へ委託しています。その中で、不適と判断された問題については、その都度見直しを行っています。なお、当該試験問題についても、検証を行った結果、妥当であるとの判断を頂いており、適正レベルの問題であるとの一定の根拠であると考えますが、委員の指摘も踏まえ、試験実施機関と検討して参ります。                      2 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会顧問を試験評価委員会委員に選任しています。</p>

## 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
飲食料品製造業	水産加工	⑦10/29	<p>対応方針：②～③を全て実施 ②については以下のとおり。 必要な試験水準の確保を念頭に置きつつ、試験委員の意見を聞きつつ計画立案等作業試験にてレベルアップを検討する。 2026年4月頃までに試験委員の意見を聞きつつ、出題内容を検討してまいります。 ③については、今後、労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全衛生の専門家を水産加工業区分試験委員として選任してまいります。</p>	<p>【全分野指摘事項】 1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。 2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないかと。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないかと。</p> <p>【個別分野指摘事項】 特になし</p>	<p>【全分野指摘事項】 1 ルビは文字上段に配置しています。 技能実習評価試験の経験により、○（丸）が国によって○（ゼロ）点（誤り）とする地域があり、度々勘違いによる解答が発生したため「ただし＝○・まちが＝×」を答え方に記載して問うこととしています。 2 新たに準備している特定技能1号評価試験については、現行の技能実習評価試験（専門級）を基に問題を作成しているため、○×式を採用しています。ご指摘いただいた観点も考慮し、試験作成機関及び当省が設定する試験評価委員会の有識者と協議してまいります。 3 ご指摘いただいた観点も考慮し、試験作成機関及び当省が設定する試験評価委員会の有識者と詳細に確認いただきながら、適正な試験問題の作成に努めてまいります。 4 試験問題については、試験実施要領に基づき、水産加工関係者や学識経験者等の意見も踏まえて、試験内容の妥当性（新しい技術等に対応できているか等）について検討することとしています。 5 労働安全衛生については、外国人技能実習機構で「技能実習生安全衛生対策マニュアル（食品製造職種）」作成時（2020年）に当試験委員会から委員1名を選出して対応したところですが、今後、労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全衛生の専門家を水産加工業区分試験委員として選任してまいります。 6 特定技能評価試験につきましては、新規で準備を進めているところ。ご指摘の点を考慮し、試験作成機関及び当省が設定する試験評価委員会の有識者と協議してまいります。 7 在留期間に妊娠又は出産に係る期間等が除かれ、更に一定の要件の下で特定技能2号への再試験のために最長1年間の在留継続が認められているため、10年間必要と考えています。 特定技能2号は永住の可能性により期限を定めておりません。 また、育成就労は既存技能実習において病気や家庭の事情等により帰国後に再入国して実習継続の例があったことから期限を定めておりません。</p>
外食業	外食業	⑤9/24	<p>対応方針：②～④を全て実施 ②については以下のとおり。 計画立案等作業試験（消費期限の設定、調理作業時間、客単価を求める計算等）は既に実施済み。 判断等試験は、来年度以降、調理状態の確認や配慮が必要な客への対応、労働安全等、より高度な判断を問う問題を追加する。 ③については、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会顧問を試験評価委員会委員に選任している。 ④については、育成就労3年目の試験に特定技能1号評価試験を活用する場合には、製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げる。</p>	<p>【全分野指摘事項】 1 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 2 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 3 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 4 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 5 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 6 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないかと。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないかと。</p> <p>【個別分野指摘事項】 1 サービス業の労働災害は増加している。特定技能評価試験としてどの程度労働安全衛生に関する問題を出题しているのか。 2 特定技能評価試験において配慮が必要な顧客対応の問題があるが、試験問題を充実させるべきではないか。 3 育成就労評価試験において、労働安全衛生の知識を問う問題が試験範囲に含まれている。どの問題が労働安全衛生の問題であるのか。</p>	<p>【全分野指摘事項】 1 三択方式となっております。 2 今後の試験作成に当たっては、ご指摘いただいた観点も考慮し、試験作成機関及び当省が設定する試験評価委員会の有識者と協議し、より適切な知識や技能レベルを問う内容の設問設定をしてまいります。 3 制度改正等された項目はすみやかに試験問題及び学習用テキストの修正を行っております。今後の試験作成に当たっては、ご指摘いただいた観点も考慮し、試験作成機関及び当省が設定する試験評価委員会の有識者と協議し、より適切な知識や技能レベルと問う内容の設問設定をしてまいります。 4 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会顧問を試験評価委員会委員に選任している。 5 試験問題については、必要な知識及び技能水準が確認できるよう項目や学科・実技ごとに配点を設定しているところです。ご指摘を踏まえ、学科、実技それぞれに足切りの点数を設定し、学科のみ、実技のみの点数で合格することがないように配慮いたします。 6 他分野における取扱いや、試験合格後に雇用契約の締結や在留資格申請の手続きに要する期間、合格者の権利救済等を考慮して設定しているものです。いただいたご指摘を踏まえ、必要に応じて制度所管省庁と連携して参ります。</p> <p>【個別分野指摘事項】 1 特定技能1号技能測定試験については、試験パターンにより、45問中2～4問程度、出題しています。 2 配慮が必要な顧客対応については、現在も試験問題として出題しているところですが、今後の試験作成に当たっては、ご指摘いただいた観点も考慮し、試験作成機関及び当省が設定する試験評価委員会の有識者と協議し、より適切な知識や技能レベルを問う内容の設問設定をしてまいります。 3 （該当する試験問題を回答）</p>

## 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
林業	林業	③6/30	<p>対応方針：① 製作等作業試験を実施する。</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。</li> <li>2 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。</li> <li>3 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。</li> <li>4 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。</li> <li>5 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。</li> <li>6 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】 特になし</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定技能1号評価試験は技能検定3級相当としており、実技試験では製作等作業試験で実施するとともに、学科試験では、林業職種の技能検定3級においても真偽法を採用していることから、特定技能1号評価試験においても、真偽法を採用する。</li> <li>2 実技試験では製作等作業試験で実施するとともに、学科試験では、真偽法を採用しているため、該当しない。</li> <li>3 現状の技能評価については、現在活用されている林業技術に関する内容も取り入れており、今後の技術の進歩に応じて内容も検討していく。</li> <li>4 林業作業は山中での作業であることなど、他産業に比べて特殊であることから、作業者の労働安全については、林業作業の知識を有する必要があると考える。その上で、試験作成委員には、労働安全に関する学識者（大学名誉教授、国立研究開発法人の研究員等）など、林業分野の中で多様な専門家の方に参画していただいている。</li> <li>5 それぞれに合格点を設定している。</li> <li>6 特定技能1号で在留可能な5年に加え、在留資格を獲得するまでの申請・審査期間等の期間が必要であること、また、本人都合による一時帰国の可能性も当然あることから、これらを加味して、現行の10年として運用したい。</li> </ol>
木材産業	木材産業	⑤9/24	<p>対応方針：②～④を全て実施 ②については以下のとおり。 現在、すでに計画立案等作業試験（木材の材積・歩止まり等を計算させる問題）や、作業工程全体を問う判断等試験の問題については出題しているところである。また、これまで実施した試験における実技試験の得点率は約50%となっており、著しく簡単な試験になっているとは考えていないが、試験実施数が少ないことから、今後の試験実施状況も踏まえて、必要に応じて判断等試験のレベルアップについて検討を行うこととする。 具体的には、専門家会議での御指摘も踏まえ、木材加工機械の正しい作業手順を問う設問や、リスク・危険個所の洗い出しを行わせる設問などの充実を図ることとしたい。 ③については、試験問題の作成に当たっては労働安全衛生の専門家を委員に含めることといたします。（現在の試験委員にも労働安全を専門分野とする有識者が含まれているところですが、今後、労働安全コンサルタント等への意見聴取についても検討してまいります。） ④については、育成就労3年目の試験に特定技能1号評価試験を活用する場合には、製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げる。</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。</li> <li>2 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。</li> <li>3 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。</li> <li>4 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。</li> <li>5 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。</li> <li>6 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】 特になし</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1・2 学科試験に関しては現時点では○×で実施することとしておりますが、今後の試験結果等を踏まえて検討してまいります。（実技試験においては多肢選択式を取り入れているところであり、適切な選択肢の設定に努めてまいります。）</li> <li>3 試験問題は、業界団体（及び各団体の会員企業）並びに有識者の知見を踏まえて作成したテキストの内容に基づいて作成しているところです。御指摘を踏まえ、当該テキストの内容を定期的に見直すこととし、その際、現場で取り入れられている新技術等に関する記載を盛り込むことで、試験問題にもそれらが反映されるようにしてまいります。</li> <li>4 御指摘を踏まえ、試験問題の作成に当たっては労働安全衛生の専門家を委員に含めることといたします。（現在の試験委員にも労働安全を専門分野とする有識者が含まれているところですが、今後、労働安全コンサルタント等への意見聴取についても検討してまいります。）</li> <li>5 御指摘を踏まえ、学科試験は65%以上、実技試験は60%以上の得点率を合格点に設定し、両方の合格をもって特定技能評価試験の合格とすることといたします。（育成就労評価試験、技能検定と同様の合格基準）</li> <li>6 先行する他分野における取扱いや、試験合格後に雇用契約の締結や在留資格申請の手続きに要する期間等を考慮して設定しているものです。いただいた御指摘を踏まえ、必要に応じて制度所管省庁と連携して必要な有効期間を設定してまいります。</li> </ol>

## 第2回～第7回専門家会議での技能評価試験に対する指摘事項とその対応

資料 1

分野	業務区分	議論回	特定技能評価試験の改善	専門家会議での指摘	対応
資源循環	廃棄物処分量（中間処理）	⑤9/24	<p>対応方針：②～④を全て実施                      ②については、計画立案等作業試験（計算問題）を実施する。                      判断等試験については、引き続き見直しを進めるとともに、専門家会議でのご指摘を踏まえ、安全衛生に係る問題も実技試験で出題する。                      ③については、試験問題を作成する委員には、労働衛生コンサルタントの参画を今年度（2025年度）から実施する。                      ④については、育成就労3年目の試験に特定技能1号評価試験を導入する分野として、製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げる。</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。</li> <li>2 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。</li> <li>3 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。</li> <li>4 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。</li> <li>5 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。</li> <li>6 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <p>○ 資源循環分野に必要な労働安全衛生対策の知識や技能について、どのように特定技能評価試験で確認しているのか。例えば、資源循環分野では有害物へのばく露防止対策や振動障害防止対策なども行う必要があるが、特定技能評価試験でどのように確認しているのか。</p>	<p>【全分野指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ○×式が分かりやすいとのご意見もあったため○×式設問を設けておりますが、ご指摘を踏まえ、実技試験問題は多肢選択式とし、学科試験は多肢選択式を盛り込む変更を致しました。</li> <li>2 そうした設問がないよう再度確認を行いました。引き続き、選択肢の設定に工夫を凝らしませう。</li> <li>3 資源循環分野は新規分野のため、今回新たに試験問題を作成しておりますが、現在求められている技能が確認できるよう作成しております。今後の試験問題見直しの際は、試験問題が実際の業務内容と比べ陳腐化しないよう、必要に応じて新技術を反映させた試験内容となるよう努めてまいります。</li> <li>4 試験問題を作成する委員には、労働衛生コンサルタントの参画を今年度（2025年度）から実施します。</li> <li>5 ご指摘のように、学科70%・実技60%とそれぞれに合格基準が設定されており、いずれの基準も満たして、評価試験に合格と設定しております。</li> <li>6 既存分野の運用状況を踏まえ、必要な知識・能力を確認することができる期間として妥当だと考え設定しておりますが、いただいたご指摘を踏まえ、必要に応じて制度所管省庁と連携してまいります。</li> </ol> <p>【個別分野指摘事項】</p> <p>○ ご指摘を踏まえ、労働安全衛生対策の知識や技能についても特定技能評価試験で出題をいたします。また、ばく露防止対策等のいわゆる職業病対策についての出題は、業界団体とも連携のうえ情報収集し、必要に応じて検討してまいります。なお、ばく露防止対策は基本的ですが重要である為、育成就労評価試験（初級）の問題として防塵マスク等保護具の着用方法を出題しております。振動障害防止対策については、廃棄物処分量（中間処理）では、一般的には振動障害が生じる機器の使用はないものと認識しておりますが、情報収集を進めてまいります。</p>